

男性職員の育児休業取得率(令和4年度)

| | 当該年度中に新たに育児休業の取得が可能となった職員数 ^{※1} (A) | 育児休業新規取得者 ^{※2} 数(B) | 育児休業取得率(B/A) ^{※3} |
|------|--|------------------------------|----------------------------|
| 一般職員 | 10 | 5 | 50% |
| 教員 | 5 | 1 | 20% |
| 合計 | 15 | 6 | 40% |

※1 「当該年度中に新たに育児休業の取得が可能となった職員」とは、当該年度中に子が生まれた職員をいう。

※2 「育児休業新規取得者」とは、当該年度中に新たに育児休業(再度の育児休業者を除く。)を取得した人数をいう。

※3 「育児休業取得率」とは、「当該年度中に新たに育児休業の取得が可能となった職員数」に対する「育児休業新規取得者数(平成30年度～令和2年度に取得可能となった職員数を含む。)」の割合をいう。このため、取得率が100%を超えることがある。